

湯上市
こども計画（案）

（概要版）

令和8年1月

1 計画策定の趣旨

本市を取り巻く社会環境は、急速な少子化と人口減少という大きな課題に直面しており、子育て世帯の孤立感や経済的不安、保育人材の確保、児童虐待の予防など、こどもと子育てを取り巻く課題は一層複雑化しています。その一方で、女性の就業率向上や多様な働き方の広がりにより、保育や子育て支援に対する需要は増加しており、地域社会全体での対応が求められています。

本市ではこれまで、「次世代育成支援行動計画」や「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育サービスの拡充や施設整備、地域ぐるみの子育て支援体制の構築に取り組んできました。第三期子ども・子育て支援事業計画においては、国の基本指針の改正を踏まえ、質の高い教育・保育の提供や地域に根ざした支援の充実を推進してきたところです。

こうした取組を継承・発展させるとともに、急速に進行する少子化という新たな局面に対応するため、新たに「潟上市こども計画」を策定します。本計画は、「こども・若者たちの意見が尊重され、健やかに自分らしく成長できる持続可能なまちづくり」を基本理念とし、妊娠・出産期から成人に至るまで切れ目のない支援を充実させ、地域全体でこども・若者と子育て家庭を支える体制を強化し、未来を担うこどもたちが安心して成長できる社会づくりを推進するものです。

2 計画の位置づけ

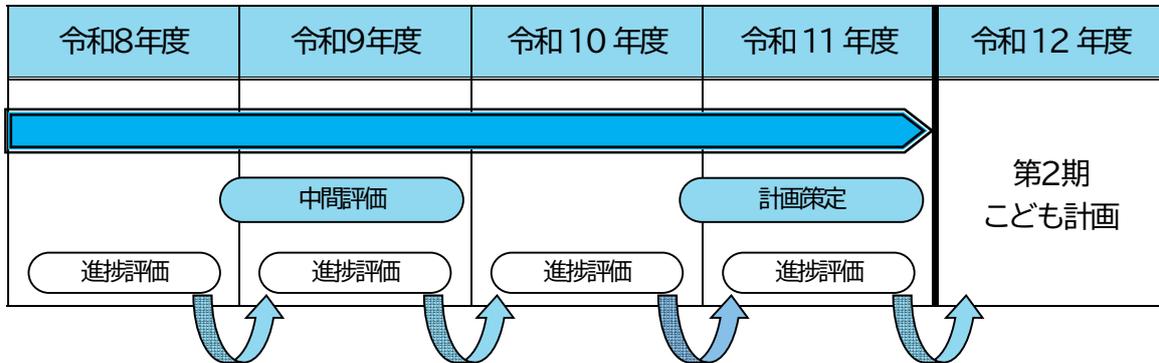
「潟上市こども計画」(以降、本計画という)は、「こども基本法」第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として策定するものです。第10条では、市町村は、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。

また、市町村こども計画は、子ども子育て支援法第61条第1項及び次世代育成支援対策推進法に基づく「潟上市子ども・子育て支援事業計画」と、こどもの貧困解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「潟上市こどもの貧困対策整備計画」を包含するとともに、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」を一体のものとして策定するものです。

本計画は、上位計画である「第3次潟上市総合計画」やその他の諸計画など、こどもの福祉や教育に関する他の計画とも整合を図り、調和を保った計画となります。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、必要に応じ、計画の見直しを行います。



4 基本理念

本市は、近年の全国的な少子高齢化及び人口減少という社会情勢の中で、将来にわたり地域社会の活力を維持し、持続的な発展を実現することが課題となっています。

この危機的な状況を乗り越え、活力ある未来を創造するため、本計画は「子ども・若者たちの意見が尊重され、健やかに自分らしく成長できる持続可能なまちづくり」を基本理念として掲げます。

この理念は、「こども基本法」の精神に基づき、全てのこどもの権利を尊重することを前提とし、子どもや若者が一人の主体として、日常生活や将来に関する意見、要望を表明し、それが施策に反映される環境を整備していくことも目指しています。

また、本理念の実現には、地域・家庭・学校・行政の連携による包括的な子育て環境の整備が不可欠です。妊娠・出産期から成人に至るまで切れ目のない支援を充実させ、地域全体で子ども・若者と子育て家庭を支える体制を強化することにより、子ども・若者たちの健やかな成長と本市の持続的な発展を実現します。

子ども・若者たちの意見が尊重され、
健やかに自分らしく成長できる持続可能なまちづくり

5 計画推進の視点

基本理念の実現のため、計画を推進していく視点として、次の5つの視点を掲げて各施策に取り組みます。

(1)子ども・若者は社会を構成する担い手

本市は、子ども及び若者を、将来にわたり地域社会の活力と持続的な発展を担う主体的な存在として位置づけます。子どもたちが自らの能力を最大限に発揮し、地域の一員としての役割を認識できるような環境整備を推進し、子どもたちの健やかな成長を確保するとともに、本市の未来を創造する力を育みます。

(2)ライフステージに応じた切れ目ない支援

子育てを取り巻く課題の複雑化と、急速な少子化の進行に対応するため、妊娠・出産期から成人に至るまでの切れ目ない支援体制を確立するよう、ライフステージによって変化するニーズに沿った包括的な支援を推進します。

(3)当事者の意見に寄り添った取組

「全てのこどもの権利を尊重し、誰一人取り残さない社会の実現」を基本的考えとし、子どもや若者が一人の主体として、日常生活や将来に関する意見、要望を表明できる機会を確保します。

計画の実施と評価に、子ども・若者、子育て当事者の意見を反映する仕組みを充実させるよう努めます。

(4)潟上で安心して生活できる生活基盤の確立

子育て世帯が抱える経済的な不安の解消を最重要課題と位置づけます。

若者がお金の心配をすることなく学べるよう支援することを優先し、学校関連費用の軽減や奨学金制度の周知などの具体的な支援を強化することで、本市での安心して生活基盤を確立します。

(5)社会全体で応援

子どもと子育て家庭を地域全体で支える体制を強化し、複雑化する課題(孤立感や経済的不安など)に対応します。計画の推進にあたっては、地域・家庭・学校・行政の連携による包括的な子育て環境の整備を重点課題とし、社会全体での積極的な関わりを促進します。

さらに、保護者が家にいない際の子どもを預かる場やサービスの提供など、多様な働き方に対応し、家庭の負担を軽減する支援を充実させることで、地域社会全体で子どもを応援する意識を醸成します。

6 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向け、5つの視点を踏まえながら、基本となる4つの目標を掲げ、こども計画を推進していきます。

I こども・若者が健やかに成長できる環境整備

全てのこどもの権利を尊重し、こども・若者が地域社会の担い手として自己を肯定し、心身ともに健やかに成長できる基盤を確立します。特に、こどもたちが自由に意見を表明できる機会の確保と、家庭や学校に代わる安全かつ多様な「居場所」の提供を重点的に推進します。

本市では、既存施設を核とした居場所づくりを強化しつつ、こどもの主体的な活動を可能にする環境整備を進めます。

II 未来を切りひらくこども・若者への支援

本市の持続的な発展の実現に向け、次代を担う若者が将来に明るい希望を持ち、経済的に自立し、地域に定着できるような、進学・就労・経済面における強力な支援を展開します。

こども・若者への就職に向けた相談・サポート体制の充実、技術や資格取得支援等を図り、若者の定住率向上と社会への積極的な参画を促します。

III 困難を有するこども・若者への支援

経済的な困難を抱える世帯、ひとり親家庭、不登校、ヤングケアラーなど、生活基盤や育成環境に困難を抱えるこども・若者に対し、早期発見、アウトリーチ型の支援を充実させ、貧困の連鎖を断ち切るための包括的かつ継続的なサポート体制を構築します。

就学援助等の制度を必要に応じて活用し、必要な文具や教材の購入支援を含む経済的なサポートを強化します。

IV 子育て当事者を社会全体で支える体制の充実

保護者が孤立することなく、多様な働き方や生活様式に合わせて安心して子育てができるよう、地域、学校、行政の連携を強化します。子育て世帯の経済的・精神的負担を軽減し、子育ての喜びを実感できる社会環境を整備し、地域ぐるみで子育てを応援する体制の強化を図ります。

7 施策の体系

基本目標Ⅰ 子ども・若者が健やかに成長できる環境整備

【成長段階区分】

基本 本 施 策	1 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	ライフステージを 通して
	2 多様な遊びや体験、活動できる機会づくり	
	3 子ども・若者を非行・事件等から守り、安全を確保するための取組	
	4 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期まで切れ目のない保健・医療の確保	こどもの誕生前 から幼児期まで
	5 誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	
	6 心身の健康づくりの推進	学童期・思春期
	7 個性と創造力を育む教育の推進	
	8 こどもの視点に立った居場所づくり	

基本目標Ⅱ 未来を切りひらく子ども・若者への支援

基本 本 施 策	1 ふるさとへの愛着の醸成と国際的視野の育成	学童期・思春期
	2 社会への旅立ちの支援	
	3 ライフデザインの形成と実現への支援	青年期

基本目標Ⅲ 困難を有する子ども・若者への支援

基本 本 施 策	1 支援を必要とする子どもや家庭へのサポート	ライフステージを 通して
	2 障がい児・医療的ケア児等への支援	
	3 いじめ防止と不登校の子どもへの支援	学童期・思春期
	4 社会的自立に困難を有する若者への支援	青年期

基本目標Ⅳ 子育て当事者を社会全体で支える体制の充実

基本 本 施 策	1 地域における子ども・子育て支援の充実等
	2 安心して子育てできる経済的支援の充実
	3 共育での推進

8 教育・保育の量の見込みと確保の内容

教育・保育提供区域の計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」「確保の内容(提供体制)」は以下のとおりです。

(1)1号認定(認定こども園)の量の見込み

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	89	82	82	83
確保の内容②	人	175	160	160	160

(2)2号認定(保育所、認定こども園)の量の見込み

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	432	460	455	464
確保の内容②	人	605	555	555	555

(3)3号認定(保育所、認定こども園、小規模保育等)の量の見込み

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	391	377	375	369
確保の内容②	人	356	459	459	459

(4)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	15	15	15	15
確保の内容②		15	15	15	15

9 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」及び確保の内容は以下のとおりです。

なお、地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、妊娠期からの切れ目ない支援に配慮し、母子保健関連施策と連携し、実施します。

(1)利用者支援事業

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	か所	7	7	7	7
確保の内容②	か所	7	7	7	7

(2)延長保育事業

※延べ人数

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	943	989	981	988
確保の内容②		943	989	981	988
箇所数	か所	5	4	4	4

(3)放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	438	402	403	377
低学年		327	303	311	288
高学年		111	99	92	89
確保の内容②	人	515	515	515	515
箇所数	か所	7	7	7	7

(4)子育て短期支援事業(ショートステイ)

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	5	0	0	0
確保の内容②		10	10	10	10
箇所数	か所	3	3	3	3

(5)地域子育て支援拠点事業

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
回数					
量の見込み①	人回	316	324	322	321
確保の内容②	/月	316	324	322	321
箇所数					
量の見込み①	か所	1	1	1	1
確保の内容②		1	1	1	1

(6)一時預かり事業(幼稚園在園児)

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	348	366	362	368
確保の内容②		348	366	362	368
箇所数	か所	4	3	3	3

(7)一時預かり事業(幼稚園以外)

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	997	1,004	995	1,003
確保の内容②		997	1,004	995	1,003
箇所数	か所	3	3	3	3

(8)病児保育事業

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	237	239	237	239
確保の内容②		350	350	350	350
箇所数	か所	2	2	2	2

(9)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ))

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	152	168	164	155
確保の内容②		152	168	164	155
箇所数	か所	1	1	1	1

(10)妊婦健康診査

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	168	159	157	157
確保の内容②		168	159	157	157

(11)乳児家庭全戸訪問事業

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	155	155	153	153
確保の内容②		155	155	153	153

(12)養育支援訪問事業

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	1	1	1	1
確保の内容②		1	1	1	1

(13)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守るネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の担当職員や関係機関等の専門性強化及び関係機関等の連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応につながる取組を行います。

(14)子育て世帯訪問支援事業

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	60	60	60	60
確保の内容②		60	60	60	60

(15)児童育成支援拠点事業

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	0	0	0	0
確保の内容②		0	0	0	0

(16)親子関係形成支援事業

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	2	2	3	3
確保の内容②		2	2	3	3

(17)産後ケア事業

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	114	127	139	152
確保の内容②		114	127	139	152
差異(②-①)		0	0	0	0

(18)妊婦等包括相談支援事業

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	465	465	459	459
確保の内容②		465	465	459	459

(19)実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難である者等のこどもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用を図ります。

(20)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域のニーズに沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するとともに、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。